

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「P I C / S の G M P ガイドラインを活用する際の考え方について」  
の一部改正について

医薬品査察協定及び医薬品査察協同スキーム（以下「P I C / S」という。）の G M P ガイドラインを活用する際の考え方については、「P I C / S の G M P ガイドラインを活用する際の考え方について」（平成 2 4 年 2 月 1 日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡。以下「事務連絡」という。）等により示しているところです。

今般、同ガイドラインのアネックス 2 が令和 3 年 5 月 1 日付けで改訂となっていることから、事務連絡の別紙のうち下記について差し替える改正を行いますので、貴管下関係業者等に対する周知等ご配慮願います。

記

別紙 （3） P I C / S G M P ガイドライン アネックス 2